会場［八重洲］

6月11日土

10:30-17:00

定員 **80名先着順**

受講料

［一般］

特別価格

15,000円

［会員※］

※相続・事業承継実務研究会、Farbe定額制クラブ

無料

講師

笹岡会計事務所 所長 税理士

笹岡 宏保氏

1962年兵庫県神戸市出身。1981年関西大学経済学部入学。1983年大原簿記専門学校非常勤講師就任。1984年税理士試験合格。1985年関西大学経済学部卒業。その後、会計事務所に勤務（主に相続・譲渡等の資産税部門の業務を担当）。1991年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税講師、民間研修機関の講師として活躍している。

【主要著書】

『<相続税・贈与税>財産評価の実務』清文社。『Q&A 税理士のための税務判断実務マニュアル』清文社。『詳解 小規模宅地等の課税特例の実務重要項目の整理と理解』清文社。『これだけはおさえておきたい相続税の実務Q&A』清文社。

笹岡宏保税理士による

Farbe資産税ビジネススクール プレ講座

資産税 重要事例項目の検討

研修項目1 老人ホームの入居一時金に係る返還金の相続財産性

老人ホームの入居一時金に係る返還請求権は常に相続財産に該当するのか、それとも、事例によっては相続財産を構成せずに、他の課税関係が生じることもあるのかが争点とされた事例を検証します。

［検証裁決事例・判例］

（1）国税不服審判所裁決事例　平成25年2月12日裁決

（2）東京地方裁判所　平成27年7月2日判決

（3）東京高等裁判所　平成28年1月13日判決

（上記（2）及び（3）は裁判例につき、概要を述べます。）

研修項目2 宅地の評価について総合的な観点から検討を重ねることの重要性が理解される裁決事例の検討

［検証裁決事例］

国税不服審判所裁決事例　平成22年3月25日裁決

［検討対象項目］

（1）貸家建付地に係る評価単位

（2）貸家建付地に係る広大地該当性の判定単位

（3）利用価値が著しく低下している宅地の10％減（課税実務上の取扱い）

（4）遊水地の評価方法

（5）土地の時価と土地価格比準表について

場所 ビジョンセンター東京

東京都中央区八重洲2-3-14 ケイアイ興産東京ビル 4F-7F,B1　TEL:03-3527-9841

JR東京駅 八重洲南口 徒歩2分・東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口徒歩2分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先

03-5539-3751

HPからのお申込みはこちら

http://farbe-net.com/

「資産税重要事例項目の検討」申込書

参加者名｜フリガナ

会員種別　※いずれかの項目にチェックを入れてください。

☐ 一般　☐ 相続・事業承継実務研究会

☐ Farbe定額制クラブ

事務所名　　ご住所 〒

TEL.1　　TEL.2　携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX　　E-mail